平成29年第1回定例会総務委員会会議録

平成29年3月17日 午前10時 全員協議会室

出席者氏名

後藤 光秀 委員長 石引 礼穂 副委員長 金剛寺 博 委 員 山宮留美子 委 昌 山﨑 孝一 委 員 寺田 寿夫 委 員 鴻巣 義則 委 員

執行部説明者

川村 光男 総務部長 直井 幸男 副市長 総合政策部長 松尾 健治 危機管理監 出水田正志 会計管理者 飯田 俊明 市長公室長 松田 浩行 危機管理室長 菊地 紀生 中島 史順 人事行政課長 財政課長 岡田 明子 税務課長 森田 洋一 島田 眞二 納税課長 岡野 雅行 契約検査課長 企画課長 宮川 崇 資産管理課長 飯田 光也 情報政策課長 永井 TF. シティセールス課長 大野 雅之 潔 会計課長 昭 道の駅プロジェクト課長 中嶋 川村 財政課長補佐

富塚 祐二(書記) 酒川 栄治 監査委員事務局長

事 務 局

議会事務局長 石引 照朗 総務G副主査 矢野 美穂

議 題

龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例につ 議案第1号 いて

議案第2号 龍ケ崎市牛久沼管理基金条例について

龍ケ崎市表彰条例の一部を改正する条例について 議案第4号

龍ケ崎市男女共同参画推進委員会設置条例等の一部を改正する条例 議案第5号 について

議案第6号 龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例等の一部を 改正する条例について

龍ケ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 議案第7号 例について

議案第8号 龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ いて

龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 議案第9号 条例の一部を改正する条例について

龍ケ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第10号

龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 議案第11号 一部を改正する条例について

議案第12号 龍ケ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す る条例について

議案第13号 龍ケ崎市地域振興基金条例の一部を改正する条例について

議案第16号 平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算 (第4号) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (和解に関することについて)

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして,委員の皆様に申し上げます。

本日, 傍聴の申し出がありますので, これを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様に一言申し上げます。会議中はご静粛にお願いいたします。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第19号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号の所管事項、報告第1号の14案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について, 執行部から説明願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

それでは、お手元の議案書1ページをごらんください。

議案第1号でございます。龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例でございます。

本条例につきましては、公の施設の指定管理者の指定手続等について定めるものでありますが、従来、各施設の設置及び管理に関する条例において規定をしておりました共通部分に関して統一して規定をするため、本条例を制定しようとするものでございます。

はじめに,第1条の趣旨でございます。市長または教育委員会は,公の施設の指定管理者の指定をするときの手続について,この条例で必要なことを定めるよということでございます。

続いて、第2条で公募の原則を掲げております。指定管理者は、公募の方法により募集することを原則とすると定めた上で、例外規定を明文化しております。1号から5号までございまして、1号では、公募の方法によらないことが別の条例で定められているときというようなとき、各施設の設管条例で定められているようなときのことでございます。2号では、時間的余裕がないとき、3号では、特定の法人等に管理を行わせることが当該公の施設の適切な管理に資すると認められるときと、4号としましては、高齢者や地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが相当程度の事業効果につながると認められるとき、5号では、その他ということでございます。

続きまして2ページでございます。

同条の第2項でございます。2項においては、公募をする際の公募をする事項について 定めております。この事項は1号から9号ございますが、これについては、従前の各施設 の設管条例の施行規則で定めていたものと同様でございます。

第3条では、指定管理者の指定の申請を定めております。指定を受けようとする者は、申請書に書類を添えて提出をしなければならないということで、1号から4号まで添付書類を掲げております。こちらも従前と同様の規定でございます。

第4条では、選定の基準を掲げております。この選定の基準についても、従前とほぼ同様でございますが、本文の中で指定管理者の候補者を選定するものとするということで、ここで初めて指定管理候補者というものが出てきます。従来は、こういう表現がございませんでした。従来ですと、公募をして、選定をして、議会の承認を得るまでの間については、特段規定がございませんでしたが、やはり議会の議決を経て正式に指定管理者になるまでの間についても明確に条例上に規定しようということで、今回指定管理候補者という

ものをここに新たに追加をしております。1号から5号までの各選定の基準につきましては、こちらについては、従前と同様でございます。1号の平等な利用の確保、サービスの向上が図られる、2号の効果を最大限に発揮する、3号の適切な維持管理、それから4号の必要な人的構成、財産的基礎、その他ということで、これは従前どおりでございます。

第5条においては、公募によらない指定管理候補者の選定ということで、これが新たな条文になってまいります。先ほど申し上げたとおり、第2条ただし書きで公募を行わない場合を規定しましたので、それでは公募によらないときの指定管理候補者をどのように選定したらいいのかという手続規定をここで定めております。内容は、見ていただければおわかりのことなんですが、公募によらない場合であっても、手続的には公募の場合と同じような手続をとりましょう、それから審査の基準についても公募と同じようにしましょうということを掲げております。

それから,第6条では,指定管理候補者の選定の特例ということでございます。これについても,新たに設ける条項でございます。

まず、公募を行った場合において、一定の事由が生じて指定管理者としてふさわしくないといった場合、その場合は再度の公募を行わないで指定管理者を選ぶことができるということを定めました。どういうことかといいますと、公募をしたけれども、申請がないといった場合、あるいは公募をして応募した方がいたけれども、審査の結果適当ではないといった場合、それから一旦指定管理の候補者として選んだんだけれども、その後の何らかの事情が生じて指定することが不可能になった、あるいは不適当と認められるような事態が発生した、あるいは指定管理者の指定が取り消されたといった場合については、再度の公募を行わなくても指定管理者を選ぶことができますよという規定を今回新たに追加をいたしました。

それから、6条の2項では、非公募により指定管理者を選定した場合なんですが、前条の規定により指定管理候補者を選定した場合、つまり非公募により指定管理者を選定した場合なんですが、その場合であっても指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となったり、あるいは著しく不適当と認められるような事情が生じた場合は、別の指定管理候補者を選ぶことができますよという、さらに悪い何かの事情が生じた場合の規定をここに設けております。

それから,第7条でございます。指定管理者選定委員会への諮問ということでございます。こちらにつきましては,前3条の規定によりということですので,公募の場合でも,非公募の場合でも,指定管理候補者を選定する際には,その適否について龍ケ崎市指定管理者選定委員会に諮問しなければなりませんということを規定しております。公募,非公募にかかわらず、です。

そして, 第8条では, 指定管理者の指定ということでございます。前条までによって指定管理の候補者がある場合については, 地方自治法244条2第6項の規定によって議会の議決を経て初めて指定管理者に指定しますよと。ここで, 初めて指定管理候補者から指定管理者になりますということでございます。

そして、2項では、指定管理者を指定した際には、きちんと告示をして知らしめなさい ということでございます。

そして, 第9条では, 協定の締結ということを定めております。指定管理者に指定した 法人等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなさいと, きちんと文書で取り交わし をして明確に取り決めをしなさいという規定でございます。

そして、第2項では、どういう内容を取り決めるかということを規定しております。1号から6号までございまして、事業計画に関すること、業務報告に関すること、管理費用に関すること、指定の取り消し、あるいは管理業務の停止に関すること、個人情報の保護に関すること、その他を規定しなさいと。この規定する事項については、従前どおりでございます。

それから、第10条では、事業報告書の作成提出について定めております。毎事業終了か

ら60日以内に事業報告書を作成して提出しなければなりませんというようなことで、これも従前どおりでございます。内容としては、1号から4号までとなっております。

それから,第11条では,業務報告の徴収ということです。こちらについても,従前同様でございますけれども,定期または必要の都度報告を求め,実地に調査し,必要な指示をすることができる旨を規定しております。

そして,第12条では,指定の取り消しを定めております。こちらについても,従前同様の規定でございます。一定の事由に該当する場合は指定を取り消し,または期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずる旨の規定でございます。

それから、第2項では、管理業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合においては、 市はその賠償の責めを負わないということで、市の免責条項、免責規定を定めております。 それから、次のページになります。

13条では、指定の取り消し等の場合における市長等による管理ということを定めております。新しい条項でございます。指定管理者について一定の事由が生じて指定を取り消したり、あるいは業務の全部、一部の停止を命じた場合、さらには天災その他の事由によって管理業務の全部、一部を行うことが困難となった場合については、当該業務を市長が自ら行うことができる旨を規定しております。一旦指定管理業務を脱しますと、こういう規定がないと非常時でも市長が機械的に、自動的に管理ができることになりませんので、それを担保するための条項でございます。

そして,第2項では,前項の規定によって市長が管理業務を行う場合,それまで指定管理者が利用料金等を徴収していたような場合については,今度は市長が自ら管理する場合は,利用料金ではなくて使用料になりますよと。その仕組みによって,利用料,使用料,違ってまいりますので,そこをきちんと定めております。

それから,第14条では,原状回復義務を定めております。指定管理者が指定の期間を満了した場合,あるいは指定を取り消された場合,あるいは管理業務の全部または一部の停止を命じられた場合,その管理しなくなった公の施設,附帯施設を速やかに原状に回復しなければならない旨でございます。ただし書きがありまして,一定の事由に該当する場合は,この限りではありませんよということでございます。

それから,第15条で,損害賠償義務でございます。指定管理者の故意,過失によって公の施設,附帯施設に損傷,滅失したときにはその損害を,その事由を届けるとともに,損害を賠償しなければなりませんというようなことでございます。これは従前どおりの規定でございます。

それから、6ページでございます。

16条で、秘密保持義務を定めております。指定管理者、あるいは当該指定管理者の従業員については、指定管理に関する業務に関して知り得た秘密等については漏らしてはなりませんと。あるいは、自己の利益のために使ってはなりませんと。業務を終了した後も同様ですよということでございます。

そして,第17条で,委任規定でございます。条例の施行に必要な事項については,別に 市長が定めますよということでございますが,施行規則において必要な様式等を規定する ような考えでおります。

付則でございます。施行期日については、本年4月1日を予定をしております。経過措置としまして、現に公の施設の指定管理者の指定を受けている者については、本条例による指定管理者の指定を受けている者とみなすというような経過規定でございます。

説明については以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 山宮委員。

山宮委員

それでは、幾つかお聞きしたいと思うんですけれども、今ご丁寧に説明していただいたので、大分理解はしてきたつもりなんですけれども、今現在、この指定管理者という枠の中で稼働されているのは幾つぐらいありますか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

龍ケ崎市でいう公の施設というのは約50ございまして、そのうち25施設について指定管理を行っておりまして、その業者、指定管理者は7社、の法人でございます。

後藤委員長

山宮委員。

山宮委員

わかりました。ありがとうございます。

市民の方が利用されるに当たりまして、もちろん市の建物ということがあるので、指定管理者制度によって運営されているとかそういうのがわかっている人もいらっしゃれば、全くわからず市の施設なので市が担当して、市が管理して、市が全部というふうに思っている方もいらっしゃると思うんですが、この指定管理制度の中で市との連携というのは、どのような形で行われているんでしょうか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

連携ということでございますけれども、公の施設でございますので、それぞれ担当する課がございます。その担当課は、その指定管理者とは連携、連絡、調整というか指導、そういったことについて常時連絡はとっておりまして、また年に数回、指定管理者選定委員会というのがございますが、そこにおいてもその指定管理者の評価というんでしょうか、いろいろな課題、問題について協議をして、その後の指定管理に反映するようなそういった流れをつくっているところです。

後藤委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

やはり、その辺をしっかり市民の方が安心して利用できるような形で、皆さん緊張されながらお仕事はされていると思うんですけれども、市民のための施設でもありますし公の施設ですので、しっかり連携していただきながら、何かあると市の責任になってしまう部分もあるかと思いますので、ぜひその辺は心して今後もしっかり運営していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。 石引委員。

石引委員

1点だけお願いします。

11条で、定期または必要に応じて臨時に報告を求めると書いてあるんですが、この必要に応じて臨時にというのは、どういう場合を想定されているんでしょうか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

運営については、定期的にミーティングというのは各所管課で行っております。あとは その施設について何らかのふぐあい、何か生じた場合には、修繕等もあるでしょうし、そ ういったことについては随時行いますし、あとは年度の終了後には、先ほども言いました けれども、指定管理者選定委員会等についてその事業の報告ですとか、そういったものに ついて報告を受けておりますんで、そういったような形でございます。

後藤委員長

石引委員。

石引委員

ありがとうございました。

指定管理を選定するときに事業計画とか出されて精査した上で選定されていると思うんですが、選定後も定期的に事業計画書も見ていらっしゃると思うので、そういう部分できちんと指定管理者がしっかりやってもらえるように、市としてもちゃんと見ておいていただければなと思います。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。本会議でも幾つか、2名の議員から質疑がありましたんで、それも踏まえてちょっとお尋ねをしたいと思います。

現状,既に先ほどの答弁でも,25の施設で指定管理者制度ということになっているわけですけれども,現状ではそれぞれの管理規定の中で指定管理者に関する項目を盛り込んでいるわけですけれども,今回こういう形で一変をして指定候補者という新しい項目が入りましたけれども,それをするための理由でこの間の答弁の中では,30年に更新となる施設が多くあってこのためにも必要だと言われるような答弁がされているんですけれども,この点はちょっとどういう点なのかお聞きしたいと思います。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

31年度に、30年度までというのが多くございます。今後も新しく指定管理をする場合に

おいても、今部長が言いましたように、そのたびに設管条例等をつくる必要がございまして、手続的にもなかなか円滑に進まないというのがあります。また、それから指定管理候補者というのを今回新たに、呼称名ですけれども、定義づけました。やはり、これからのそういう運営をしていくには、建物を建てていきなり指定管理をお願いするんではなくて、その間、間でいろんな、何でしょう、運営についての協議というのも必要になりますので、そういうのをあらかじめここで定めておくということによって、そういう業務の円滑というか、適正な指定管理ができるようになるんじゃないかというところでございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、今年度の29年度のアクションプランの中でも、今後指定管理者制度の拡大ということをもう項目に挙げておられるわけで、これが指定管理者を広げていく方針だと思うんですけれども、質疑の中では、具体的には、今のところ道の駅以外には具体的な施設はまだ候補としては挙げられていないということでしたけれども、この条例はこの指定管理者の拡大の方向と結びついているように私は思うわけですけれども、この辺はいかがでしょうか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

今おっしゃられましたように、具体的には道の駅について今検討しておりますけれども、 そのほかの施設についても決定はしておりませんけれども、検討をしようとしている施設 は、二、三ございます。そういうことについて、これから協議はして検討していきたいと は考えております。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、この公の施設というのは、施設によって例えば文化・芸術であったり、スポーツであったり、生涯学習であったり、目的が全然違うところでそれぞれの施設の独自性というのがあると思うんですけれども、今回その共通部分だけ確かに抜き出して別の条例にしてしまうということでは、私の感じとしてはこの独自性がね、失われてしまうというような感じもしないでもないわけですけれども、第2条の第1項の公募の方法によらないことが別の条例で定めるところがより明らかであるときというのは、これは具体的にはどういうものを指しているんでしょうか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

本市の場合にはそういう想定はないんですが、例えば第3セクターとか、そういう部分については想定されると思っております。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、2条の3項、4項ではこういう規定がされていて、今現在指定管理者になっているといっても、まちづくり・文化財団が運営していたり、社会福祉協議会とかシルバー人材センターが指定管理者となっているところが幾つかあるわけですけれども、これはどちらかというとこの2条の3項、4項に近いものだような気がするんですけれども、ただ、これをそこから外してこれだけの条例をつくってしまうと、この一番最初にある公募、現在の規定の中にも公募ということは確かにあるんですけれども、こういう点が薄れてしまうような、これも私の気がするんですけれども、この辺はいかがですかね。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

原則公募ということですので、一義的には公募の方法によって指定管理者を募集するという考えには変わりはございませんので、この3項、4項の公募によらない場合については、きちんと説明をできるような施設についてこういう形をとるというふうにしていきたいと思っております。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

最後にもう1点だけお聞きします。

あと言われているこれからの問題で、道の駅の問題で、この道の駅はさらに今までの公 共施設とはまた全然違う性格、目的を持っていて運営も異なると思いますんで、ここの候 補者選定に当たっては、やはりこれはそれだけ独自につくることが望ましいというふうに 思われるわけですけれども、この辺はいかがですか。

後藤委員長

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

本条例につきましては、あくまでも公募ですとか、選定ですとか、指定の取り消し、あるいは損害賠償等の一般的な事務規定を定めているものです。一方、今ありました道の駅については、今後きちんと設置及び管理に関する条例が上程されると思いますので、そちらで必要な規定はもちろん盛らされるというふうに考えております。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承

することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第2号 龍ケ崎市牛久沼管理基金条例について、執行部から説明願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

それでは、お手元の議案書7ページをごらんください。

議案第2号 龍ケ崎市牛久沼管理基金条例についてでございます。

はじめに、本条例の設置の背景についてご説明をさせていただければと思います。

牛久沼につきましては、所有権の帰属に関する問題がありましたことから、従来、牛久沼に係る土地の売り払い収入や貸付収入を本市の歳入として受け入れた後、本市の財政調整基金の中で通称預かり金と称して管理をしてきたところでございます。平成28年12月21日に牛久沼の所有権の帰属に関する問題については、関係者間で合意が成立したところでございます。これに伴い、土地所有者としての管理責任も明確となりましたことから、本年1月に牛久沼の共有者である河内町との間で、牛久沼の管理費用については、土地の持ち分割合に応じて負担すること、管理費用として必要な額は、原則として本市が設置する基金から繰り出すこと及び牛久沼に係る土地の売り払い収入や貸付収入は、原則として本市の予算を経由して当該基金に積み立てることなどを定めた牛久沼の管理等に関する協定を締結いたしました。

このようなことから、牛久沼の環境保全や水質浄化の促進など、適正な管理に資することを目的として本条例を設置しようとするものでございます。

それでは,議案書の説明に移らせていただきます。

はじめに、第1条の設置の目的でございます。ただいま申し上げたとおり、牛久沼の環境保全及び水質浄化の促進、その他牛久沼の適正な管理に資するため、牛久沼管理基金を設置するというものでございます。

第2条以下については、基金条例の一般規定でございますので、説明については割愛を させていただければと思います。

8ページをごらんください。

付則でございます。本条例については、公布の日から施行するとしておりまして、できれば本年度中に施行したいと考えております。本年中、この3月中に施行したいと考えております。なぜかと言えば、過去において先ほども説明したとおり、牛久沼の土地の売り払い収入、賃貸収入について、現在龍ケ崎市の財政調整基金の中で預かり金としてお預かりしているお金があります。このお金について、新たに設置をした本基金に移管をしたいと思います。そうすると予算措置が必要になってまいりまして、後ほど説明をいたします補正予算の中に関係する収入、支出を計上しております。ご存じのとおり、自治体の会計年度はこの3月で締まってしまいますので、本条例については3月中に施行して、あわせて当該お金の出入りを3月中に手続をしたいと思っております。そういうことで、条例の施行については公布の日からとしておりますが、3月中を予定をさせていただければと思います。

なお、本条例が設置された暁には、補正予算で計上させていただいております835万3,000円というのが今予定されている金額でございます。端数は若干あるんですけれども、これが新たに設置される基金のほうに移管をされて、29年度以降、牛久沼の関係の諸費用にこの資金が充てられていくというようになってまいります。

説明については以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

この条例はいいと思うんですけれども、ちょっと関連して幾つかお聞きします。

一つは、この残高については、先ほど今年度補正予算に入っている835万3,000円というのを新たに積み立てるということですんで、それは質疑もありましたんで、それは結構で、もう一つは、ずっと予算書を見ていきますと牛久沼保全対策事業という項目が、毎年100万ずつ予算計上はされているんですけれども、ただ決算書を見ていくとその支出がないんで、これは聞けば牛久沼運営協議会に対する交付金だということだったですけれども、この辺のこの牛久沼協議会に対する交付金の使われ状況というのは、近年どうなっているのか。まず、ちょっとお聞きしたいと思います。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

すみません、牛久沼運営協議会交付金でございまして、その運営協議会というのは、先ほども言いましたように、所有権等が定まっていないことから、牛久沼の利用について協議調整をするという目的で設置されておるものでございます。そういうことから、年度によっては確かに消耗品等の支出のみの場合もございますけれども、例えば本年で言えば牛久沼の今道の駅の予定地にあります小屋、いわゆるホームレスの方がいらっしゃった小屋がありますが、そういう小屋の撤去費用ですとか、それから牛久沼の上流域の谷田川沿いに漂流された、車なんかが乗り捨てられたりするんですけれども、そういう処分とか、そういった処分費用などに今年度は支出をしております。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

この条例の目的に入っています環境保全及び水質浄化の促進,その他の牛久沼の適正な管理というぐあいで,この新しい条例の目的に書かれているわけですけれども,私はちょっと勘違いして,牛久沼保全対策事業と書いてありますんで,この牛久沼運営協議会でも水質浄化の取り組みとかなんかがされているのかと思いましたけれども,そうでもないようなんで,こういう基金の目的を今後どういう中身でというか,どういう形で実現していく方向があるのかちょっとお聞きをしたいと思います。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

本年,昨年12月に合意をいたしまして,所有権の所在が龍ケ崎,河内ということが明らかになりました。そういうことから,牛久沼運営協議会の位置づけも今後は変わっていくものと思っております。そういう意味で,今後は龍ケ崎市,河内が所有者としての管理責任等を果たしていくというようなことが必要になりますので,この基金の目的としては,

その管理者としての責任を果たすような水質浄化ですとか適正な維持管理, そういった方向にこの基金を充てていきたいと考えております。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。水質浄化といっても、龍ケ崎単独でというぐあいにはいきませんと思いますんで、ぜひこの牛久沼運営協議会も適正な方向に向かわれるんでしたら、そういう方向でお願いをしたいと思います。

最後にもう1点だけ、あと別組織で牛久沼流域水質浄化対策協議会という、これは牛久沼の水質浄化の啓蒙活動と言われていますけれども、これはそんな大きな予算はないのかもしれませんけれども、ここへの支出というのは市からあるんでしょうか。

後藤委員長

松尾総合政策部長。

松尾総合再作部長

そちらのものについては、環境対策課が所管になりますので、そちらで予算措置を講じているというふうに思っております。

後藤委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

ちょっと1点だけ、これからこの基金に入る予定のお金、例えば途中売ったとかなんと かということはわかっていますけれども、入る予定のお金というのはあるのか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

現在予定されているのは、土地の貸し付けをしておりますんで、伊勢屋さんとそれから 東京電力に貸し付けしておりますんで、そのお金が約12万円というのが今後定期的に今の ところ見込まれる金額です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第4号 龍ケ崎市表彰条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。 松田市長公室長。

松田市長公室長

議案書11ページをお開きいただきますようお願いいたします。

これは、先般農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行されました。その中で、 農業委員会の選出方法や農地利用最適化推進委員の新設が行われましたことに伴いまして、 龍ケ崎市表彰条例の第6条の4号ですか、こちらのほうを改正したということでございま す。

内容といたしましては、議員選出の委員さんの廃止ということに伴いまして、議員選出 の委員は除くという部分を削除と。また、新たに新設されました農地利用最適化推進委員 を追加したものでございます。

施行期日でございますが、昨年の12月定例会の中で、龍ケ崎市農業委員会の委員及び龍ケ崎市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の中で施行期日が平成28年4月1日に在籍する農業委員の任期満了の日の翌日から施行するということになっていますので、こちらと同様になるということでございます。

説明は以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。1点だけお聞きします。

表彰条例の6条4項を見ると、この農業委員会の表彰基準というのが、8年以上在職した人ということになっているんですけれども、今回農業委員会が大幅に定数は削減されるわけで、今農業委員の人がやめて農地利用最適化推進委員となった場合、これは在職期間は通算されるものですかどうか、ちょっとお尋ねします。

後藤委員長

松田市長公室長。

松田市長公室長

基本的には、新たにその最適化推進委員になったということで通算して検討していきたいと今のところ考えております。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第5号 龍ケ崎市男女共同参画推進委員会設置条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

議案書12ページでございます。

議案第5号 龍ケ崎市男女共同参画推進委員会設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回は、平成29年度の組織機構の改編に伴いまして、五つの条例の中に規定されております組織の名称等について改正をするものでございます。新旧対照表のほうでご説明をしたいと思います。

2ページ, おあけください。

それでは,第1条で,龍ケ崎市男女共同参画推進委員会設置条例を改正をしております。 当該条例の第6条の庶務規定でございますけれども,市長公室が市長公室秘書課に改めら れますので,改正をするものでございます。

第2条におきまして、龍ケ崎市スポーツ推進計画審議会条例の一部改正をしております。 当該条例の第7条でございます。事務局の規定で、教育委員会スポーツ推進課を教育委員 会スポーツ国体推進課に改めるものでございます。

第3条におきまして,龍ケ崎工業団地企業誘致調査委員会設置条例を改正をしております。第3条の第1項第5号の中で,部長(教育部長を除く。)という規定を部長(教育部長を除く。),あと市長公室長を加えるものでございます。

第4条で,龍ケ崎市防災会議条例を改正をしております。第3条の第5項の本文のところは文言整理でございまして,第6号で部長,議会事務局長及び危機管理監を部長の次に市長公室長を加えるものでございます。

第5条が, 龍ケ崎市国民保護協議会条例の改正でございます。第6条の庶務規定について, 危機管理室を危機管理課に改めるものでございます。

議案書13ページのほうにお戻りいただきまして、付則のほうで平成29年4月1日からの施行とさせていただくものでございます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第6号 龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例等の 一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

それでは、議案書の14ページをごらんください。

議案第6号 龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本条例につきましては、議案第1号による指定管理者の指定手続等条例の制定に伴いまして、各設管条例による重複規定を削除しようとするものでございます。あわせて所要の 文言整理を行おうとするものでございます。

まず、第1条でありますけれども、この各条については、既存の設管条例を定めております。第1条では市民活動センター、第2条では図書館、そして15ページになります、第

3条では歴史民俗資料館,第4条が文化会館,第5条が運動公園,16ページなります,第6条,高砂運動広場,第7条,総合福祉センター,17ページになります,第8条でふるさとふれあい公園,第9条で農業公園「豊作村」,第10条で龍ケ岡市民農園,18ページになります,第11条で自転車等駐車場,12条で都市公園,そして19ページになります,第13条で総合運動公園と,各設管条例を定めております。

改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんいただければと思います。

まず、4ページになります。

4ページをごらんいただければわかるように、まず重複規定を削除をするということが メーンでございます。

そして、5ページをごらんください。

5ページの第14条,損害賠償とあります。現在は,指定管理者または使用者に対する損害賠償の規定でございますが,改正後は,使用者に対する損害賠償の規定です。なぜかと申しますと,議案第1号で指定管理者に対する損害賠償の事項については規定をしましたので,重複をします。そういうことで,改正後は使用者の規定だけにするというようなことでございます。

続きまして、6ページをごらんいただければと思います。

6ページの第7条2項は、これは文言整理でございます。

そして、11条で、原状回復義務というのがございます。こちらも、従前ですと指定管理者というような規定も入っていたわけですが、指定管理者については原状回復義務、議案第1号に規定をされますので、改正後については使用者等ということで文言の整理をしたということでございます。

以下,各条例ともに同様の改正でございますので,説明については割愛をさせていただければと思います。

議案書の19ページをごらんください。

19ページでございます。付則でございます。本条例については、本年4月1日から施行するということでございます。

説明については以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

特に質問という点ではないんですけれども、この6号は1号議案と密接に結びついているものですから、ちょっと同様の考えをしています。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして,議案第7号 龍ケ崎市職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部を改正する条例について,執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

議案第7号でございます。

議案書の20ページでございます。

育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして,深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る子の範囲の拡大,それと介護休暇の分割取得,介護のための労働時間の短縮措置となる介護時間の新設などのために改正を行うものでございます。新旧対照表のほうでご説明をしたいと思います。

28ページでございます。

まず、第8条の2の第1項のほうでございます。これは、育児のための深夜勤務、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子、それと養子縁組里親に委託されている子を含むものとするものでございます。ちなみに、特別養子縁組につきましては、戸籍上実の親との親族関係がなくなる縁組でございます。監護期間というのは、民法に基づきます特別養子縁組を成立するために必要な期間ということで、通常半年以上設定されるものでございます。また、養子縁組里親につきましては、将来的に養子縁組を結ぶことを前提といたしました里親の委託ということでございます。

同条の第2項でございます。3歳未満の子の育児,介護を行う職員が請求した場合は,時間外勤務をさせてはならないということにするものでございます。

第3項は、2項を加えたことによる条の繰り下げでございます。

29ページでございます。

第4項でございます。新のほうの第4項なんですけれども、条の繰り下げと文言の整理 でございます。

30ページでございます。

第14条,介護休暇の規定でございます。介護休暇を6カ月の範囲内で最大3回まで分割取得ができることとするものでございます。

その下の15条の2でございますけれども,介護時間の新設についての規定でありまして,連続する3年以内,1日2時間以内で取得できるものとするものでございます。

31ページでございます。

第3項のほうでございます。介護時間に係る給与の減額の規定でございます。

第16条,失礼しました,第17条でございますけれども,これは文言の整理でございます。 議案書の22ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

付則でございます。条例の施行日が、公布の日から施行するということにしております。 2項につきましては、改正前の規定によりまして介護休暇、看護休暇の承認を受けた職 員についての経過規定でございます。

23ページのほうでございます。

第3項の規定は、児童福祉法改正によります経過規定に伴います読みかえ規定でございます。

説明は以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。今回の法改正によってこの条例を変えるということなんですけれども,なかなか条例文章が難しくて,ちょっと理解がなかなかできないところもあって,ちょっと 幾つかだけお聞きします。

今度,新しくまず追加となったいわゆる法律上の子でない子も含めるということになったわけですけれども,その二つが,特別養子縁組で家庭裁判所で監護中の子と養子縁組里親で委託されている子というのも,実子ではないけれども子に含めるということだと思うんですけれども,この二つの意味はちょっとよくどういうものなのかについて,ちょっと説明していただければと思うんですけれども。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

先ほどご質問のありました内容なんですが、非常にちょっとわかりづらい内容になっておりまして、現在は、現行の条例のほうでは、職員と法律上の親子関係がある子ということで限定をしていたわけですが、今回そこが拡大されまして、民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者及び児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童で当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、先ほど部長から経過措置がありますと言ったように、4月1日以降については児童福祉法の規定にありまして、養子縁組里親である職員に委託されている児童、これらに準ずる者を含めますよという改正なんですが、ちょっと非常にわかりづらいところで、簡単に言いますと、従前は法律上の親子関係を重視していたんですが、それに加えまして親子関係を結ぶ前提として養育されている児童、これについては後々法律上の子になることが前提になっていますので、その前提とされて様子を見ている期間、これについても休業の対象となる子に含めるというふうな形の改正であります。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あと、幾つかの改正点で1個、介護のための所定労働時間の短縮で残業の免除というのがありますけれども、これは8条の4の項目かなと思うんですけれども、あと介護休暇の所定労働時間の短縮という改正があって、これが15条だと思うんですけれども、そのほかに介護休暇の取得単位の柔軟化ということで、半日単位の取得をしていいという改正がありますけれども、これは今回の条例改正上はどこに入っていますか。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

従則では半日とかというふうな規定が入ってきておりますが、当市では、介護休暇、育児時間に関しましては、時間と半日と1日という形で既に導入をしておりますので、今回の改正には、直接この条例改正のところには入っておりません。

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。 以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第8号 龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

議案書の24ページでございます。

議案第8号でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うもので、 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、それと非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和などの改正を行うものでございます。これも新旧対照表のほうでご説明をいたします。 32ページ、おあけください。

第2条の1項の第4号のアの(イ)でございますけれども、これは非常勤職員の育児休業をとれる条件の緩和をするものでございます。子が1歳6カ月に達する日までに雇用継続の可能性があれば育児休業がとれるというふうに改正をするものでございます。それと、4号の大きいイのほうでございますけれども、これは文言の整理でございます。

第2条の2でございます。これにつきましては、養育里親である職員についても育児休業を認めるという規定の新設でございます。養育里親についてなんですけれども、先ほどもご説明しましたけれども、事情により家族と一緒に暮らせない子を一定期間自分の家庭で養育する里親についてでございます。この養育里親につきましては、養子縁組里親を希望しましても実の親などが反対しているために養育里親として委託されている子も、これは含むものでございます。

33ページをおあけください。

第2条の3は、文言の整理でございます。

34ページでございます。

第3条の規定でございます。3条1号の規定につきましては、2号のほうでアとイを引用するために文言を整理したものでございます。分割してアとイという号を設けたということでございます。

2号のほうでございます。これは、第1子目の育児休業をとっている場合に次のお子さんの育児休業を承認するときには、最初の子、1子目の育児休業は取り消されますけれども、次の子が前号のア、死亡した場合、イ、養子縁組等により職員と別居する場合及び職員と特別養子縁組が不成立、里親である職員への委託がなされなくなったときには、特別な事情として第1子の育児休業は再度取得可能となるものでございます。

第9条でございます。1号は文言の整理でございます。

35ページの2号のほうでございますけれども、2号の規定は、育児短時間勤務に係る子以外の子について育児短時間勤務を承認しようとするときには、既に承認を受けている子の育児短時間勤務は取り消されるということでございますけれども、後で承認を受けた子が死亡、養子縁組等により別居、特別養子縁組の不成立、里親である職員への委託がなされなくなったときについては、特別な事情として再度の請求ができるという改正をするものでございます。

第14条でございます。 2 項の改正につきましては、育児時間と介護時間の承認における時間数の調整についての規定でございます。

第3項は、非常勤職員に係る部分休業と介護時間の時間数の調整についての規定でございます。

議案書の26ページのほうへお戻りください。

まず、施行日でございます。公布の日から施行することとしております。

第2項のほうで,経過規定で児童福祉法の改正の施行日までの読みかえ規定でございます。

説明は以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

これも法改正条等を見ていくと1個,介護休暇の取得単位の柔軟化ということで半日の休暇取得を認めるようにとなっていますけれども,これはさっきの7号との説明で,もう既に当市の条例上にはあるということなんでしょうかね。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

介護休暇におきましては、既に短時間の特別休暇で認めているところにつきまして、1日単位のものはないんですけれども、年間1人につき5日までの特別休暇で与えておりますものにつきましては、既に時間、半日、1日単位ということで対応はしております。以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あともう1個,今度の法改正の中でマタハラ等の防止措置義務というのがあると思うんですけれども,これはどの辺に反映されていますか。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

条例上そこに出てくる部分はないんですけれども、予算のところで、先日予算書の中に も特別研修の中で管理職に対するそういうハラスメント、マタハラを含めまして29年度に 研修会を行いまして、こういう趣旨をもとに管理職に対して指導する研修プログラムを入れておりますとともに、あと労基法の遵守ということでの管理職研修も29年度は入れておりますので、そちらの中で職員に対しては周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第9号 龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

議案書の27ページでございます。

今回の改正は2点、改正点がございます。

まず、第1点目といたしましては、視能訓練士の報酬額を新たに規定をするものでございます。2点目といたしましては、障がい児通所支援事業指導員のうち理学療法士、作業療法士、言語療法士についての報酬の規定を障がい児療育指導員と同様の規定に改めるものでございます。

新旧対照表36ページをおあけください。

まず、別表第1のほうでございます。発達指導員の下に、新のほうで視能訓練士の規定を加えるものでございます。日額1万円とするものでございます。視能訓練士につきましては、4歳児の目の集団検診を実施する際の視力検査、屈折検査等の眼科領域におけます専門技術者でございます。

次に、その下でございます。障がい児通所支援事業指導員でございますけれども、一番下の障がい児療育指導員のみに指導時間4時間未満のときの減額規定が設けてありましたけれども、これをほかの上の3つの指導員にも同様の規定を設けて4時間未満の場合の減額規定を設けるものでございます。

付則で、平成29年4月1日から施行をするものでございます。 以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 山宮委員。

山宮委員

1点だけお伺いいたします。

今回,障がい児療育指導員以外の理学療法士,作業療法士,言語療法士の方たちにも, 4時間未満の場合は1万2,000円というふうになるわけですけれども,これは今までに4 時間未満だったことが多かったんでしょうかね。どうなんですか,その辺は。

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

障がい児通所支援事業の指導員に関しましては、実際に勤務場所としましては、城南中の中にありますつぼみ園の中での指導をしていただいているというふうに聞いておりますが、実際に運用しているその時間というのが、やはり4時間に満たないケースがほとんどということで、今回新たに設けさせていただいというふうに聞いております。 以上です。

後藤委員長

山宮委員。

山宮委員

わかりました。ありがとうございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

1点だけお聞きします。

今度、4歳児の目の検診が加わってこの視能訓練士という資格取得者が加わったわけですけれども、これは大変いいことだと思うんですけれども、ちょっと日額の1万円についてお聞きしたいんですけれども、いろいろ調べてみるとこの視能訓練士というのもなかなか大変で、3年間専門施設で学んだ後しか国家試験に受験資格がないということで、そうしてみればこの理学療法士、作業療法士とも何ら変わらないじゃないかというような感じがしてならないんですけれども、ここだけ1万円にした理由についてお尋ねいたします。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

議員もおっしゃっていたように、視能訓練士に関しましては、眼科検診による様々な検査であったり、訓練指導ということを行う方であるということを聞いております。日額報酬の算定の根拠ということなんですが、近隣他市でも導入されている事例が複数ありまして、具体的には、土浦市でやはり3歳3カ月健診のときにお願いしておりまして日額1万円、同じように守谷市で日額で9,350円、取手市で日額8,000円、利根町で日額1万円という形で、そういう他市の状況を調査いたしまして、それに基づいて日額1万円という形で設定させていただいたというふうに聞いております。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 龍ケ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第11号 龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第12号 龍ケ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての3案件については、平成28年の人事院勧告等に基づき、市職員の手当等について国家公務員と同様の措置を実施するため所要の改正が行われるものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

それでは、議案書29ページからでございます。

議案第10号から12号まで一括説明をさせていただきます。

まず、議案第10号でございます。これは、昨年平成28年の人事院勧告に基づきまして国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴いまして、当市の職員の扶養手当及び勤勉手当につきまして国家公務員と同様の措置を実施するための改正でございます。

新旧対照表のほう、37ページでございます。

まず、扶養手当の第11条でございます。11条の2項でございますけれども、2項は文言整理と3項で引用するための2項の各号を見直す規定でございます。

3項についてでございますけれども、扶養手当の月額の改正、具体的には配偶者が1万3,000円から6,500円に、子が6,500円から1万円に改めるものでございます。ただし、付則のほうで経過規定がございまして、平成29年度は配偶者が1万円、子が8,000円となるものでございます。

第12条は、文言の整理でございます。

12条の2項、3項について、12条の1項、すみません、1項です。1項のほうに3号と4号を削っております。これは、配偶者のいない職員の加算措置がなくなるために削除をするものでございます。ただし、付則のほうの経過規定で平成29年度までは存続をすることとなります。

2項のほうでございます。2項,3項までについては,文言の整理となっております。 38ページでございます。

21条の規定でございますけれども、39ページのほうに移っております。勤勉手当の支給率の変更でございます。

まず、1号につきましては、再任用職員以外の職員でございますけれども、平成28年12月の改正で期末勤勉手当の12月期分について0.1月分を上乗せをいたしまして、0.9月分を支給をしたところでございますけれども、29年度からは0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月分均等に上乗せをする改正でございます。

第2号の規定でございますけれども、再任用職員の規定でございます。再任用職員も同様で平成28年12月期分に0.05月分上乗せをいたしましたので、平成29年度から6月期、12月期分に均等に0.025月分を上乗せをする改正でございます。

次に、19項でございます。これは、55歳を超えた6級以上の職員の特定減額職員の減額率の改正でございます。

別表第1のほうでございます。これは、組織改編に伴います変更でございまして、7級の職務に市長公室長を加えるものでございます。

議案書の30ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

付則のほうでございます。改正は平成29年4月1日から施行することとしております。 31ページの2項のほうで、平成29年度におけます扶養手当の経過措置の規定でございます。

説明は以上でございます。

後藤委員長

直井部長。

直井総務部長

引き続きまして、議案書33ページでございます。

議案第11号 龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、国家公務員の特別職の給与法が改正されたことに準じまして、期末手当の年間支給率の引き上げ分の0.1月分を平準化するものでございます。

新旧対照表のほう、40ページでございます。

第4条の規定で旧のほう、100分の147.5、これが6月期分でございます。それを100分の152.5、0.05月分の増をするものでございます。その下で100分の172.5、これが12月期分でございまして、0.05月分これを減、減らしまして100分167.5に改正をするものでございます。

付則で、4月1日から施行をするものでございます。

続きまして、議案書の34ページでございます。

議案第12号 龍ケ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。平成28年の人事院勧告によります国の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正及び当市の特別職の期末手当の支給率の改正に準じまして、特定任期付職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

新旧対照表41ページでございます。

第9条の下のほうでございまして、旧のほうで100分の147.5、これは6月期分でございます。これを0.05月分増いたしまして、新のほうで100分の152.5に改めます。その下で100分の172.5は12月期分の支給率でございまして、0.05月分減をいたしまして、100分の167.5とするものでございます。

施行日は、平成29年4月1日から施行するものでございます。 以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

10号議案の扶養手当の改定の分だけでお聞きします。

今回,配偶者が現状1万3,000円から1万円,6,500円というふうに引き下げられていって,逆に扶養親族の子が6,500円から8,000円,1万円というふうになるわけですけれども,本会議の質疑でもこの29年度,30年,両方取っても子どもの数のほうが多いんで,トータル的には扶養手当というのは増えるというような答弁がされましたけれども,しかし配偶者は減っていくわけで,この減るほうだけでどのくらいの金額なのか。わかればお願いします。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

お答えいたします。

今現在支給している職員が、仮に29年度、30年度、同じ条件で支給したということで想定をいたしますと、29年度は先ほどお話がありましたように、1万円になりまして3,000円減りまして、30年以降は6,500円になりましてお1人当たり6,500円減額になるということで試算をしております。現在、配偶者の方で支給している者で市の職員総額で130人ほどおりまして、手当額が2,028万円、29年度仮に1万円に下がったということで想定しますとそれが1,560万円、468万ほど下がってまいります。平成30年度になりまして6,500円になりますと1,014万円、差額は546万円の減額になります。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

もう1個で、平成29年度の経過措置でいくと、配偶者と子ども1人というケースがあった場合、これは現状ですと1万9,500円から1万8,000円になってしまうわけで、若干この家族に対しては減るということになりますけれども、この影響の世帯とかわかりましたらでいいですけれども、これをお願いします。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

お答えいたします。

お子さん1人とか、そう具体的に積算はできていないんですが、配偶者とお子さんとかいるケースでは、全体では試算しておりますので、配偶者とお子さんがいる方のトータル額で試算したものですと、現在の支給額でいいますと、年間オールトータルで配偶者が2,028万、お子さんが2,371万2,000円になります。29年度の試算ですと、それが、配偶者がさっき言ったように1,560万で、お子さんが2,918万4,000円。ですので、80万ぐらいの増になるんですかね。30年になりますと、配偶者が先ほどと同じ1,014万で、お子さんが3,648万円になりまして、お子さんの増加分が729万6,000円になりますので、トータルで180万ぐらいの増になるような試算をしております。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

採決は個別に行います。議案第10号,本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 次に、議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 次に、議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第13号 龍ケ崎市地域振興基金条例の一部を改正する条例について、 執行部から説明願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

それでは、お手元の議案書35ページをおあけください。

議案第13号 龍ケ崎市地域振興基金条例の一部を改正する条例でございます。本条例につきましては、国際交流事業を含めた市民の交流事業の推進,地域振興への寄与を目的に国際交流基金を龍ケ崎市地域振興基金に統合するため,所要の改正を行おうとするものでございます。

第1条につきましては、新旧対照表の42ページをごらんいただければと思います。

第1条,設置の目的の改正でございます。国際交流基金を統合するということでございますので、基金の設置目的の中に、にぎわいの創出等の活性化を図るとともに、国際交流をはじめとする市民の交流事業を円滑に推進するためと、新たに設置の目的を改正しようとするものでございます。

再び議案書の35ページをごらんいただければと思います。

付則でございます。施行期日につきましては、本年4月1日を予定をしております。

さらに, ただいま申し上げたとおり, 国際交流基金の設置及び管理に関する条例については, 廃止をするということでございます。

それから、経過措置でございます。経過措置としまして、廃止前の龍ケ崎市国際交流基金の設置及び管理に関する条例の規定による基金に属していた現金、つまり現在国際交流基金で管理をしているお金については、この条例による改正後の地域振興基金条例の規定による基金に属する現金とみなしますと。この条例の施行によって、国際交流基金で管理をしているお金は、地域振興基金の管理するお金に移行いたしますということでございます。

さらに、第4項といたしまして、平成28年度分の国際交流基金から充当するものについては、現在のままですよ、従前の例ですよということでございます。

なお、議案第2号の牛久沼の管理基金との違いでございますが、牛久沼の管理基金に関しては、財政調整基金の中の一部のお金を動かさなければなりませんので、予算措置が必要になってまいりますことから、先ほど説明したように、施行期日を前倒しをして関連予算を計上するような形をとらせていただいています。本条例につきましては、一方の基金を完全に統合するという形ですので、こういった経過措置で対応ができるという違いがご

ざいます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

これもいいとは思うんですけれども、ちょっと2点ほど確認したいと思います。

まず、今回一緒になる国際交流基金のほうのところですけれども、できた背景については、この間の本会議の質疑の中でも1億円を原資にしてできたというお話を聞いたんですけれども、これが今まで使われていた中身で見ると、予算書の中にある国際交流活動というか、特に国際交流事業への交付金というのが主だと思うんですけれども、そういう解釈でこれはよろしいでしょうか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

主な事業は、国際交流協会への交付金約110万円でございますが、そのほかにも個人で海外の留学ですとかJICAの研修、そういったものに対する激励金、応援金等も支出はしております。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あと、今回新しい目的として追加された中身で、国際交流については、この間の本会議質疑でもオリンピックとかパラリンピックの招致が今後予想されるので、それに伴う交流活動だという答弁がありましたけれども、あと新しく加わったにぎわいの創出という点では、これがどういうことが想定されるのか。現在、地域振興基金は28年度でも2億4,400万ぐらい使われることになっておりますんで、新たにこれが増加して考えられているのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

にぎわいの創出,具体的にこれというようなことではございませんで,現在地方創生ということで市の認知度アップ,知名度アップと,あと交流人口増加,定住促進という事業に取り組んでおりますので,そういった事業にもここの資金を活用するというような趣旨でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。 鴻巣委員。

鴻巣委員

国際交流基金に属していた現金というんだけれども、多少あったのかね、幾らか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

国際交流基金の残額,8,300万。

後藤委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

国際交流委員会というのは、こっちから毎年100万だ、150万とか出して、その中で運営していたわけでしょう。今までそのお金は、全部それで使い切っていたということ、精算して戻してもらった、そういうことでいいですか。はい、わかりました。

では、4項で、前項の規定にかかわらず28年度分の国際交流基金の規定による基金の処分については、なお従前の例によるというのは、これはどういう意味、どんなふうにとったらいいのか。ちょっとそこだけ教えてください。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

28年、今年度分交付している金額がございまして、最終的には精算をして、先ほども言いましたように、余った分というか、残った分については戻していただきますんで、そういうことを今後やる予定でおりますので、それについては今までどおりの例によるというような意味でございます。

後藤委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

わかりました。

これから、今度国際交流事業に例えば110万とか150万と、これは来年度もこれからずっと出ていくと思うんですけれども、それはここからじゃなくて一般会計から今度は出すというふうに理解するのか。それとも、今までどおりこの中から出すということですか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

国際交流協会への交付金については、今後はこの新しい地域振興基金の中から出すというふうに想定をしております。

後藤委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

わかりました。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第16号 平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項 について、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

それでは、別冊議案のほう、おあけいただきたいと思います。

第1ページでございます。

議案第16号 平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号)でございます。

歳入歳出それぞれに2億8,313万2,000円を追加をいたしまして,歳入歳出総額を263億8,198万2,000円とするものでございます。

5ページをおあけください。

5ページの第3表、繰越明許費補正でございます。追加でございます。

総務費,総務管理費,ふるさと龍ケ崎応援寄附金寄附事業,5,490万円でございます。これにつきましては,ふるさと納税に係る返礼品のうち,特に受注生産の物品については出荷までに期間を要することから,当該費用を繰り越そうとするものでございます。ちなみに,ピーク時では3カ月から4カ月,納品にかかったという時期もございましたが,直近では1カ月弱程度になってきているというところでございます。

続いて、9ページをごらんください。

歳入の補正でございます。

まず,市税でございます。法人税割現年課税分でございますけれども,2,031万9,000円ほど決算見込みにより減をするものでございます。

その下の市たばこ税でございます。現年課税分を、これも決算見込みにより883万9,000 円ほど減をするものでございます。

続いて、一番下の寄附金でございます。ふるさと龍ケ崎応援寄附金、こちらも決算見込みに応じまして9,998万円を増額補正し、補正後で2億5,361万1,000円にしようとするものでございます。

11ページをごらんください。

繰入金でございます。財政調整基金の繰入金でございます。先ほど条例のほうにもあり

ましたように、牛久沼管理基金の創設によります財政調整基金からの積みかえに伴います一般会計への繰り入れ781万8,000円でございます。

その下の繰越金でございます。一般会計繰越金、これは財源調整のために繰り越すものでございます。2億8,995万4,000円でございます。

13ページ、おあけください。

一番上,企画費のシティセールスプロモーション事業でございます。こちらにつきましては委託料,パンフレット作成で104万1,000円を計上しておりましたが,プロモーション活動の一部修正に伴いまして,減額をさせるものでございます。

続きまして、地域振興費の中のふるさと龍ケ崎応援寄附金でございます。

まず、報償費つきましては、返礼品の増に対応するためでございます。3,500万2,000円 となっております。

役務費でございます。クレジット納付に関する手数料33万5,000円でございます。

委託料は、ふるさと龍ケ崎応援寄附プロモーション支援と称しまして各種事業を展開していただいておりますが、当該費用については、ポータルサイト経由の寄附金の2%相当額ということです。寄附金が増えている関係で、こちらも増えてしまいます。81万9,000円の計上となっております。

それから, 次に基金費でございます。

公共施設維持整備基金費でございます。今後の公共施設の更新等の事業に備えるため, 2億円ほど新規積み立てをするものでございます。

その下でございます。

未来育成基金費9,998万円。積立金については、ふるさと龍ケ崎応援寄附金の補正額相 当額を計上するものでございます。

その下、牛久沼管理基金でございます。積立金835万3,000円を新たに積み立てようとするものでございます。こちらにつきましては、議案第2号による基金の新設を受け、財政調整基金において管理をしていたいわゆる預かり金について、こちらで受けようとするものでございます。それで、歳入で先ほど総務部長から話があったように、財政調整基金からの繰り入れが781万8,000円となっておりまして、ここの積立金が835万3,000円となっております。差額があるのはなぜかということをちょっと説明をできればと思います。

まず、財政調整基金の預かり金に関しましては、先日の質疑においてもご説明申し上げましたが、平成27年度末に981万7,103円ございました。そこから、本年度の牛久沼保全対策事業の決算見込み額、予算ではこれ200万円になっています。予算では200万円になっていますが、現時点での決算見込み額は158万4,780円になっています。それに本年度の土地貸付収入12万円を加えた本年度末の見込みといたしまして、835万2,323円を見込んでおります。したがいまして、端数を調整した835万3,000円を歳出予算に計上しているところでございます。

ただいま申し上げました歳出予算では、200万円を計上しております。ですから、この歳出予算で計上しているものを考慮して基金繰入金ではカウントをしておりますが、実際に決算を打つと200万円ではなくて158万4,000円程度しかかかりませんので、不用額が出ます。その不用額を先ほどの780万に加算をして、きちんと精算をして積み立てをしようというものでございますので、歳入歳出予算を見ると不一致、不整合のように見えますが、決算を打つとぴったり合うような形で考慮されております。

以上でございます。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 山﨑委員。

山﨑委員

昨日の予算会でちょっと長引きましたんで、簡単に質疑をさせていただきます。

別冊の9ページ,これの一番下段,下ですね。ふるさと龍ケ崎応援寄附金ということで,9,998万円の決算見込みということで増額計上がありましたが,この寄附金が好調であることが当然わかると思うんですが,その好調の要因としましてどういうものがあるんですか。要因ですね。ちょっとお聞きしたいんですけれども。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

寄附金については、全国的に昨年比1.5倍とか2倍というふうに言われております。本市においてもご多分に漏れませんで、昨年より約1億円強の増額を見込んでおりますが、これはやはりテレビ、マスコミなどの報道が多いというのが、まず一つあろうかと思いますが、それとあわせまして制度的にも昨年からワンストップ特例制度ですか、といって給与所得者が年末調整と同じように、確定申告などをしないでそういう寄附した金額が控除されるという制度が創設されまして、そういったのが定着したのも一つの要因かと思います。

また、本市におきましてもPR活動といいますか、日本経済新聞の折り込み情報紙等に 龍ケ崎市の特産品等のPRの記事を載せていただいたり、あとは東京方面、ちょっと場所 を、ターゲットを絞りまして、ダイレクトメールなんかを発行している業者さんに記事を 載せてもらったりしておりまして、そういったことが総合的に反映されて本年度も2億5,000万程度、そこまでいかない見込みになってきましたが、というふうに考えております。

後藤委員長

山﨑委員。

山﨑委員

ありがとうございました。

たしか27年度の決算額では1億5,000万ぐらいの数字だったと思うんですが、2億ですか、ごめんなさい、2億5,000万弱の決算見込みがあるということで、大分好調であると私は認識しているわけですが、引き続き道の駅、今度計画がありますが、そのくらいの寄附金の意気込みでひとつよろしくお願いしたいと思うんですが、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次, よろしいですか。

引き続きまして,この寄附金,ふるさと龍ケ崎寄附金の当市からの他町村への寄附額といいますか,それがわかれば参考までに教えていただきたいんですが。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

今年度の他市町村への寄附額については、確定申告がまだ確定していませんので、6月にならないと最終的にはわかりませんが、先ほど申し上げたワンストップ納税関係で税務課に調査をしていただいたところ、現在2,300万円程度は他市に行っているということでございます。昨年の状況なんかを踏まえて推測をすると、4,000万円程度は他市に行っているんじゃないかというふうに見込まれまして、現在もう3月も下旬ですんで、今約2億4,000万円程度が龍ケ崎市にいただける金額になろうかと考えていまして、それと返礼品とかいろんな消耗品、通信費、運搬費などの経費が9,700万円ぐらいになると見込んでいます。先ほどの4,000万円をトータルしますと、1億円程度は歳入が上回っているのかなというふうには考えております。

後藤委員長

山﨑委員。

山﨑委員

これは本当に黒字でないとやっている意味がないと思うんですが、ぜひともこれからもひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

後藤委員長

ほかにありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。そうしたら9ページのところ、今回法人税減税額がマイナス2,000万ということになっていますけれども、この辺のちょっと状況についてわかればお願いいたします。

後藤委員長

森田税務課長。

森田税務課長

法人市民税の減額の要因でございますけれども、12月末現在での調定額、また27年度の 実績ベースをもとに算出を行ったところでございますが、減の要因につきましては、均等 割額につきましては当初予算の見込みどおりで見込んでおりますが、法人税割額におきま しては大規模法人の移転による減少の影響、また景気動向等も不透明の中、税割額の伸び も見込めず、若干ながら減少傾向にございます。このようなことから、減額補正を行った ところでございます。

以上でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

あと、10ページのほうの冒頭の基金繰入金というのがありますんで、この基金全体のちょっと状況についてお聞きをしたいと思うんです。当初予算では、基金繰り入れは9億3,600万ぐらいの予算を組んでいたわけですけれども、これはその下の繰越金ですか、この辺が増えたために大幅に基金繰り入れは少なくて済んで、今のところは5億3,700万ぐ

らいということなんで、約4億ぐらいこれで改善されたということになると思いますけれども、大部分は財政調整基金のところだと思いますけれども、項目でいくと予算額に対して減額となったところについてちょっとお聞きします。

後藤委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

基金繰入金についてでございます。基金全体というか、ほぼ財政調整基金、当初予算では財政調整基金から繰り入れて予算の足りない分を補うという形をとっておりましたけれども、議員がおっしゃったように、決算の状況を見て基金からの繰り入れをしなくても繰越金で賄えるということで、その基金繰り入れを回避するというか、9月の補正で減額をしたところでございます。

ほかの基金につきましては、特定目的基金になりましてそれぞれの事業で使うことが決められておりますので、今後決算の状況を見て、事業の進捗状況を見て減額できるところは減額をしていくと。もう既に減額しているところもありますけれども、全体としてはこれからその辺は調整されていくということになると思います。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、基金のほうは13ページにも新たな基金の積み立てもありますんで、基金でも一般 基金の合計としては、この27年度末の決算のときの数字と28年度末ではどのような形で推 移しているかというか、どういうふうになる見込みかについてお聞きします。

後藤委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

基金の現在高の見込みということでよろしいでしょうか。28年度の決算見込みベースでの基金の現在高といたしましては、これまでの積み立て、取り崩しを合わせまして、今現在の段階ですけれども、一般会計の基金合計で64億5,781万8,000円ぐらいを見込んでおります。27年度末と比べますと大体3億円ほど基金が多くなっている、ごめんなさい、3億円じゃないですね、3,000万ぐらい基金が増加しているということですので、ほぼ前年度末と変わらないということを見込んでおります。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

すみません。あと1点だけちょっと教えてほしいんですけれども、13ページのところのふるさと龍ケ崎応援寄附プロモーション支援で、よく2%という話をされるんですけれども、これは何に対するちょっと2%という計算をされるのかお願いします。

宮川企画課長。

宮川企画課長

これは、いわゆる寄附額に対する2%でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

今回, ただこの予算だけ見てみると, 2%というのは物すごい大きな金額になるかなと思って聞いただけで, これは締め切りの何か期間みたいなのがあるんですか。

後藤委員長

宮川企画課長。

宮川企画課長

これは、いわゆる何ていうんですかね、ホームページがあって、そのホームページを見てもらって寄附する画面へ誘導するようなものなんですけれども、これは四半期に一度、 その寄附額をまとめて請求をいただくというような形になります。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。ちょっと今教えてもらいたかったと言ったのは、例えば今回の補正予算では、この大きな寄附で入る予定額というのは計上されて、今回81万9,000円なんで単純に2%ではないわけですけれども、この辺でいわゆるその寄附額で入っている額の締め切りとこっちのプロモーション支援の2%で出す額の締め切り額というのは、また異なるのかなと思って聞いたんです。

後藤委員長

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

まず、このプロモーション支援の支払いなんですが、こちらにつきましては、四半期ごとにそのポータルサイトを経由した額の2%を請求、納めるような形になります。一方の寄附金については、実際にこちらに受け入れた段階で経理していきますので、ずれが出てきます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。 以上です。

ほかにありませんか。 松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

先ほど説明で漏れがありましたので、修正をさせていただければと思います。

財政調整基金からの繰入金が781万8,000円,一方の牛久沼管理基金の積立金が835万3,000円と,53万5,000円の差があるんですが,この差額については,牛久沼の保全対策に関して予算上は200万円だが,歳出の決算見込みでは158万4,000円程度ですよと申し上げました。それの部分だけですと,実は41万5,000円にしかなりません。そのほかに,土地の貸付収入で12万円ほど財産収入で入るものがありますので,先ほど申し上げた差額に土地の貸付収入12万を合わせたものが53万5,000円になりまして,それと基金の781万8,000円を合わせると歳出予算積立金835万3,000円に一致をしてきますということでございます。訂正をさせていただければと思います。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することに ついて)、執行部から説明を願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

議案書の42ページになります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

事案の概要でございます。43ページをごらんになってください。

本件につきましては、昨年11月10日午前10時30分に本庁舎の北側の駐車場におきまして、職員が刈り払い機を使って除草作業をしておりました。その際小石が飛びまして、駐車中の小型乗用車の左側後部ドアに石が当たりまして、ガラスが破損した事故でございます。こちらにつきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだったことから、自治法の所定の手続をしていただいたものでございます。損害賠償額につきましては、1万8,208円となっております。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。 これをもちまして総務委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。